

昭和四十年運輸省令第四十三号

船舶推進性能試験及び船舶用機関性能試験規則

造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第四... 第四項（同法第五條第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法第四條及び第五條の規定を実施するため、船舶推進性能試験及び船舶用機関性能試験規則を次のように定める。

（趣旨）

第一條 造船法第四條第一項及び第二項の船舶の推進性能試験並びに同法第五條第一項の船舶用推進機関及び船舶用ボイラーの性能試験の手続、手数料等については、この省令の定めるところによる。

第二條 削除

第三條 試験依頼書の提出

水そうによる船舶の推進性能試験、実地による船舶の推進性能試験又は船舶用推進機関若しくは船舶用ボイラーの性能試験を依頼しようとする者は、それぞれ第一号様式、第二号様式又は第三号様式の試験依頼書を国土交通大臣に提出しなければならない。

前項の試験依頼書には、当該試験に必要な書類及び図面を添付しなければならない。

（試験内容の変更）

第四條 前條第一項の規定により試験依頼書を提出した者（以下「試験依頼者」という。）が依頼した試験の内容を変更しようとする場合は、変更しようとする事項を明記した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

（試験の準備）

第五條 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、試験依頼者に対し、当該試験に必要な準備を指示することができる。

（試験成績書の交付）

第六條 国土交通大臣は、当該試験が終了したときは、試験依頼者に試験成績書を交付するものとする。

（手数料）

第七條 水そうによる船舶の推進性能試験の手数料の額は、別表第一のとおりとする。ただし、船体、プロペラ、シヤフトブラケット若しくはボツシングの模型を作成し、又は船体の模型の一部を変更して行なう場合は、別表第二に定める額を加算した額とする。

2 実地による船舶の推進性能試験の手数料の額は、四万九千円とする。

3 船舶用推進機関及び船舶用ボイラーの性能試験の手数料の額は、別表第三のとおりとする。

4 前三項の手数料は、国土交通大臣の指示に従い、納付しなければならない。

5 第一項から第三項までの手数料は、試験依頼者の都合により試験の依頼を取り下げた場合においても、返還しない。

（試験成績書の複本の交付）

第八條 試験依頼者は、試験成績書の複本の交付を受けようとする場合は、第四号様式の複本交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（水そう又は実地による船舶の推進性能試験の試験成績書の複本交付手数料は、一通につき千五百円、船舶用推進機関又は船舶用ボイラーの性能試験の試験成績書の複本交付手数料は、一通につき五百円とする。）

第九條 水そうによる船舶の推進性能試験を依頼した者は、当該船舶の試運転を行なった場合には、その成績を国土交通大臣に報告しなければならない。ただし、当該船舶について実地による推進性能試験を依頼した場合は、この限りでない。

（試運転成績の報告）

附則 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年三月一五日国土交通省令第三八号）抄

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（施行期日）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年三月一五日国土交通省令第三八号）抄

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年三月一五日国土交通省令第三八号）抄

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（施行期日）

（経過措置）  
2 この省令の施行の際現在あるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第一

Table with 2 columns: 試験の種類 (試験の種類), 船舶の長さ (船舶の長さ), 金額 (金額)

抵抗試験（二状一〇〇メートル以下）

一〇〇メートルをこ七、〇〇円

え一二五メートル以下

二〇〇メートルをこ一〇、〇〇円

え一五〇メートル以下

二五〇メートルをこ一五、〇〇円

え二〇〇メートル以下

二五〇メートルをこ二〇、〇〇円

え二五〇メートル以下

二五〇メートルをこ二五、〇〇円

え二五〇メートル以下

二五〇メートルをこ三〇、〇〇円

え二五〇メートル以下

二五〇メートルをこ三五、〇〇円

え二五〇メートル以下

二五〇メートルをこ四〇、〇〇円

え二五〇メートル以下

二五〇メートルをこ四五、〇〇円

え二五〇メートル以下

二五〇メートルをこ五〇、〇〇円

え二五〇メートル以下

二五〇メートルをこ五五、〇〇円

え二五〇メートル以下

二五〇メートルをこ六〇、〇〇円

え二五〇メートル以下

二五〇メートルをこ六五、〇〇円

え二五〇メートル以下

二五〇メートルをこ七〇、〇〇円

え二五〇メートル以下

二五〇メートルをこ七五、〇〇円

え二五〇メートル以下

二五〇メートルをこ八〇、〇〇円

え二五〇メートル以下

二五〇メートルをこ八五、〇〇円

え二五〇メートル以下

二五〇メートルをこ九〇、〇〇円

え二五〇メートル以下

二五〇メートルをこ九五、〇〇円

え二五〇メートル以下

二五〇メートルをこ一〇〇、〇〇円

え二五〇メートル以下

二五〇メートルをこ一〇五、〇〇円

え二五〇メートル以下

（経過措置）  
2 この省令の施行の際現在あるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第二

Table with 2 columns: 船舶の長さ (船舶の長さ), 金額 (金額)

船体の作成（二隻以下）

一〇〇メートルを七八、〇〇円

こえ一二五メートル

〇〇円

こえ一五〇メートル

〇〇円

こえ一七五メートル

〇〇円

こえ二〇〇メートル

〇〇円

こえ二二五メートル

〇〇円

こえ二五〇メートル

〇〇円

こえ二七五メートル

〇〇円

こえ三〇〇メートル

〇〇円

こえ三五〇メートル

〇〇円

こえ四〇〇メートル

〇〇円

こえ四五〇メートル

〇〇円

こえ五〇〇メートル

〇〇円

こえ五五〇メートル

〇〇円

こえ六〇〇メートル

〇〇円

こえ六五〇メートル

〇〇円

こえ七〇〇メートル

〇〇円

こえ七五〇メートル

〇〇円

こえ八〇〇メートル

〇〇円

こえ八五〇メートル

〇〇円

こえ九〇〇メートル

〇〇円

こえ九五〇メートル



第三号様式  
船舶推進機関（船舶用ボイラー）の性能試験依頼書

国土交通大臣宛て 年 月 日

申請者 住所  
氏名又は名称及び代表者の氏名

送附法第5条第1項の規定により、下記のとおり船舶推進機関（船舶用ボイラー）の性能試験を依頼します。

記

1. 機関の名称、種類、型式及び用途
2. 機関の運転最大出力又は受熱面積及び主要寸法
3. 製造者の住所及び氏名又は名称
4. 試験内容（船舶推進機関の性能試験に限る。）
5. 試験を行う定の場所及び期日
6. 添付する書類及び図面の名称

第四号様式  
試験成績書原本交付申請書

国土交通大臣宛て 年 月 日

申請者 住所  
氏名又は名称及び代表者の氏名

船舶推進性能試験及び船舶用機関性能試験規則第6条第1項の規定により、下記のとおり試験成績書の原本の交付を受けたいので、申請します。

記

1. 試験の種類
2. 試験成績書の番号
3. 必要な部数